## 議案第39号

# 専決処分の承認について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和3年5月12日

提出者 瑞穂町長 杉 浦 裕 之

# 専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法(昭和22年法律第67号) 第179条第1項の規定により専決処分する。

瑞穂町都市計画税条例の一部を改正する条例

令和3年3月31日

提出者 瑞穂町長 杉 浦 裕 之

## 瑞穂町都市計画税条例の一部を改正する条例

瑞穂町都市計画税条例(昭和33年条例第2号)の一部を次のように改正する。

附則第2項(見出しを含む。)中「附則第15条第38項」を「附 則第15条第34項」に改める。

附則第3項(見出しを含む。)中「附則第15条第39項」を「附 則第15条第35項」に改める。

附則第5項の前の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「加算した額」の次に「(令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額)」を加える。

附則第6項及び第7項中「平成30年度から令和2年度までの各年度分」を「令和4年度分及び令和5年度分」に改める。

附則第8項及び第9項中「平成30年度から令和2年度まで」を 「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第10項の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「定める率を乗じて得た額」の次に「。以下この項において同じ。」を、「負担調整率を乗じて得た額」の次に「(令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額)」を加える。

附則第14項中「第13項、第18項から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで、第42項から第44項まで、第47項若しくは第48項」を「第10項、第15項から第19項まで、第21項、第22項、第26項、第29項、第33項から第35項まで、第37項から第39項まで、第42項若しくは第43項」に改める。

附則第17項の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を 「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同項中「地方税法等の 一部を改正する法律(平成30年法律第3号)附則第22条」を「地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号)附則第14条」に、「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の瑞穂町都市計画税条例の規定は、令和 3年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和2年度分 までの都市計画税については、なお従前の例による。 新

旧

第1条から第6条 略

附則

1 略

(法附則第15条第34項の条例で定める割合)

2 法<u>附則第15条第34項</u>に規定する条例で定 める割合は3分の1とする。

(法附則第15条第35項の条例で定める割合)

3 法<u>附則第15条第35項</u>に規定する条例で定 める割合は3分の2とする。

4 略

(宅地等に対して課する<u>令和3年度から令和</u> 5年度までの各年度分の都市計画税の特例)

5 宅地等に係る令和3年度から令和5年度ま での各年度分の都市計画税の額は、当該宅 地等に係る当該年度分の都市計画税額が、 当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係 る前年度分の都市計画税の課税標準額に、 当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税 の課税標準となるべき価格(当該宅地等が 当該年度分の都市計画税について法第702 条の3の規定の適用を受ける宅地等である ときは、当該価格に同条に定める率を乗じ て得た額。以下同じ。)に100分の5を乗じて 得た額を加算した額(令和3年度分の都市計 画税にあっては、前年度分の都市計画税の 課税標準額)(当該宅地等が当該年度分の固 定資産税について法第349条の3(第18項を 除く。) 又は法附則第15条から第15条の3ま での規定の適用を受ける宅地等であるとき は、当該額にこれらの規定に定める率を乗 じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度 分の都市計画税の課税標準となるべき額と した場合における都市計画税額(以下「宅地 第1条から第6条 略

附則

1 略

(法附則第15条第38項の条例で定める割合)

2 法<u>附則第15条第38項</u>に規定する条例で定 める割合は3分の1とする。

(法附則第15条第39項の条例で定める割合)

3 法<u>附則第15条第39項</u>に規定する条例で定 める割合は3分の2とする。

4 略

(宅地等に対して課する<u>平成30年度から令</u> <u>和2年度まで</u>の各年度分の都市計画税の特例)

5 宅地等に係る平成30年度から令和2年度ま での各年度分の都市計画税の額は、当該宅 地等に係る当該年度分の都市計画税額が、 当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係 る前年度分の都市計画税の課税標準額に、 当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税 の課税標準となるべき価格(当該宅地等が 当該年度分の都市計画税について法第702 条の3の規定の適用を受ける宅地等である ときは、当該価格に同条に定める率を乗じ て得た額。以下同じ。)に100分の5を乗じて 得た額を加算した額 (当該宅地等が 当該年度分の固定資産税について法第349 条の3(第18を除く。)又は法附則第15条から 第15条の3までの規定の適用を受ける宅地 等であるときは、当該額にこれらの規定に 定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に 係る当該年度分の都市計画税の課税標準と なるべき額とした場合における都市計画税 額(以下「宅地等調整都市計画税額」とい う。)を超える場合には、当該宅地等調整都 等調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

- 6 前項の規定の適用を受ける商業地等に係 る令和4年度分及び令和5年度分</u>の宅地等調 整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計 画税額が、当該商業地等に係る当該年度分 の都市計画税の課税標準となるべき価格に 10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当 該年度分の固定資産税について法第349条 の3(第18項を除く。)又は法附則第15条から 第15条の3までの規定の適用を受ける商業 地等であるときは、当該額にこれらの規定 に定める率を乗じて得た額)を当該商業地 等に係る当該年度分の都市計画税の課税標 準となるべき額とした場合における都市計 画税額を超える場合には、前項の規定にか かわらず、当該都市計画税額とする。
- 7 附則第5項の規定の適用を受ける宅地等に係る<u>令和4年度分及び令和5年度分</u>の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、附則第5項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。
- 8 商業地等のうち当該商業地等の当該年度 の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る

市計画税額とする。

- 6 前項の規定の適用を受ける商業地等に係 る平成30年度から令和2年度までの各年度 分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地 等調整都市計画税額が、当該商業地等に係 る当該年度分の都市計画税の課税標準とな るべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該 商業地等が当該年度分の固定資産税につい て法第349条の3(第18項を除く。)又は法附 則第15条から第15条の3までの規定の適用 を受ける商業地等であるときは、当該額に これらの規定に定める率を乗じて得た額) を当該商業地等に係る当該年度分の都市計 画税の課税標準となるべき額とした場合に おける都市計画税額を超える場合には、前 項の規定にかかわらず、当該都市計画税額 とする。
- 7 附則第5項の規定の適用を受ける宅地等に 係る平成30年度から令和2年度までの各年 度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅 地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係 る当該年度分の都市計画税の課税標準とな るべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該 宅地等が当該年度分の固定資産税について 法第349条の3(第18項を除く。)又は法附則 第15条から第15条の3までの規定の適用を 受ける宅地等であるときは、当該額にこれ らの規定に定める率を乗じて得た額)を当 該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の 課税標準となるべき額とした場合における 都市計画税額に満たない場合には、附則第5 項の規定にかかわらず、当該都市計画税額 とする。
- 8 商業地等のうち当該商業地等の当該年度 の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る

令和3年度から令和5年度までの各年度分の 都市計画税の額は、附則第5項の規定にかか わらず、当該商業地等の当該年度分の都市 計画税に係る前年度分の都市計画税の課税 標準額(当該商業地等が当該年度分の固定 資産税について法第349条の3(第18項を除 く。)又は法附則第15条から第15条の3まで の規定の適用を受ける商業地等であるとき は、当該課税標準額にこれらの規定に定め る率を乗じて得た額)を当該商業地等に係 る当該年度分の都市計画税の課税標準とな るべき額とした場合における都市計画税額 (以下「商業地等据置都市計画税額」とい う。)とする。

9 商業地等のうち当該商業地等の当該年度 の負担水準が0.7を超えるものに係る令和3 年度から令和5年度までの各年度分の都市 計画税の額は、附則第5項の規定にかかわら ず、当該商業地等に係る当該年度分の都市 計画税の課税標準となるべき価格に10分の 7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度 分の固定資産税について法第349条の3(第1 8項を除く。) 又は法附則第15条から第15条 の3までの規定の適用を受ける商業地等で あるときは、当該額にこれらの規定に定め る率を乗じて得た額)を当該商業地等に係 る当該年度分の都市計画税の課税標準とな るべき額とした場合における都市計画税額 (以下「商業地等調整都市計画税額」とい う。)とする。

(農地に対して課する<u>令和3年度から令和5</u>年度までの各年度分の都市計画税の特例)

10 農地に係る<u>令和3年度から令和5年度まで</u> の各年度分の都市計画税の額は、当該農地 に係る当該年度分の都市計画税額が、当該 農地に係る当該年度分の都市計画税に係る 前年度分の都市計画税の課税標準額(当該 平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第5項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額」という。)とする。

9 商業地等のうち当該商業地等の当該年度 の負担水準が0.7を超えるものに係る平成3 0年度から令和2年度までの各年度分の都市 計画税の額は、附則第5項の規定にかかわら ず、当該商業地等に係る当該年度分の都市 計画税の課税標準となるべき価格に10分の 7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度 分の固定資産税について法第349条の3(第1 8項を除く。) 又は法附則第15条から第15条 の3までの規定の適用を受ける商業地等で あるときは、当該額にこれらの規定に定め る率を乗じて得た額)を当該商業地等に係 る当該年度分の都市計画税の課税標準とな るべき額とした場合における都市計画税額 (以下「商業地等調整都市計画税額」とい う。)とする。

(農地に対して課する<u>平成30年度から令和2</u> 年度までの各年度分の都市計画税の特例)

10 農地に係る<u>平成30年度から令和2年度ま</u> での各年度分の都市計画税の額は、当該農 地に係る当該年度分の都市計画税額が、当 該農地に係る当該年度分の都市計画税に係 る前年度分の都市計画税の課税標準額(当 農地が当該年度分の固定資産税について法 第349条の3(第18項を除く。)又は法附則第1 5条から第15条の3までの規定の適用を受け る農地であるときは、当該課税標準額にこ れらの規定に定める率を乗じて得た額。以 下この項において同じ。)に、当該農地の当 該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の 区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整 率を乗じて得た額(令和3年度分の都市計画 税にあっては、前年度分の都市計画税の課 税標準額)を当該農地に係る当該年度分の 都市計画税の課税標準となるべき額とした 場合における都市計画税額(以下「農地調整 都市計画税額」という。)を超える場合には、 当該農地調整都市計画税額とする。

略

11から13 略

14 法附則第15条第1項、<u>第10項、第15項から第19項まで、第21項、第22項、第26項、第29項、第33項から第35項まで、第37項から第39項まで、第42項若しくは第43項、第15条の2第2項、第15条の3の又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は法附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。</u>

### 15及び16 略

(用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等 に対して課する<u>令和3年度から令和5年度ま</u> での各年度分の都市計画税に関する経過措 置)

17 <u>地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号)附則第14条</u>の規定により、<u>令和3年度から令和5年度まで</u>の各年度分の都市計画税については、法附則第25条の3の規定を適用しないこととする。

該農地が当該年度分の固定資産税について 法第349条の3(第18項を除く。)又は法附則 第15条から第15条の3までの規定の適用を 受ける農地であるときは、当該課税標準額 にこれらの規定に定める率を乗じて得た額 \_\_\_\_\_\_)に、当該農地の当該年度の次の表の 左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表 の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額 \_\_\_\_\_を当該農地に係る当該年度分の都市 計画税の課税標準となるべき額とした場合 における都市計画税額(以下「農地調整都市 計画税額」という。)を超える場合には、当 該農地調整都市計画税額とする。

略

11から13 略

14 法附則第15条第1項、<u>第13項、第18項から</u> 第22項まで、第24項、第25項、第29項、第3 3項、第37項から第39項まで、第42項から第 44項まで、第47項若しくは第48項、第15条 の2第2項、第15条の3の又は第63条の規定の 適用がある各年度分の都市計画税に限り、 第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若 しくは第33項又は法附則第15条から第15条 の3まで若しくは第63条」とする。

### 15及び16 略

(用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等 に対して課する<u>平成30年度から令和2年度</u> <u>まで</u>の各年度分の都市計画税に関する経過 措置)

17 <u>地方税法等の一部を改正する法律(平成3</u>0年法律第3号)附則第22条の規定により、平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税については、法附則第25条の3の規定を適用しないこととする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行す <u>る。</u>

(経過措置)

2 この条例による改正後の瑞穂町都市計画 税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の 都市計画税について適用し、令和2年度分ま での都市計画税については、なお従前の例 による。